（傍受日誌）

第十条　傍受の実施又は再生の実施に当たっては、逐次、法第二十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第二十八条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施又は再生の実施の状況を警察本部長が定める様式の書面に記載するものとする。

（通信事業者等に対する配慮）

第十一条　傍受の実施又は再生の実施（法第二十三条第四項の規定によるものを除く。）に当たっては、通信事業者等の規模、電気通信設備の概要その他の通信事業者等の事情を理解し、通信事業者等に必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように特に注意しなければならない。

2　電気通信設備に接続する傍受又は再生のための機器については、電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないものを使用するものとする。

（立会い）

第十二条　傍受の実施（法第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定によるものを除く。）に当たっては、あらかじめ、立会人に対し、次に掲げる事項について説明しなければならない。

一　法第十三条、法第二十五条その他の立会人に係る主要な法令の規定

［二・三　略］

四　第八条第一項第一号に掲げる事項

五　法第二十五条第一項の封印の具体的方法に関する事項

六　［略］

2　法第十三条第二項の規定による立会人の意見が述べられたときは、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置を講じなければならない。

［3・4　略］

5　前各項の規定は、法第二十一条第一項の規定による再生の実施について準用する。この場合において、第一項第一号中「法第十三条」とあるのは「法第二十一条第一項において準用する法第十三条」と、同項第三号中「傍受」とあるのは「再生」と、同項第四号中「第八条第一項第一号」とあるのは「第八条第三項において読み替えて準用する同条第一項第一号」と、同項第五号中「法第二十五条第一項」とあるのは「法第二十五条第二項」と、第二項中「法第十三条第二項」とあるのは「法第二十一条第一項において準用する法第十三条第二項」と読み替えるものとする。

（スポット傍受）

第十三条　［1～3　略］

4　スポット傍受をしている場合において、次の各号に掲げる通信が行われていると認めるに至ったときは、スポット傍受を終了し、それぞれ当該各号に定める傍受を開始するものとする。

一　［略］

二　第十四条外国語等通信　外国語等傍受

三　［略］

［5～7　略］

8　前項の規定によりスポット傍受を終了した時又は第十五条第二項の規定により傍受を終了した時に現に行われていた通話が傍受の終了時からあらかじめ警察本部長が指定した時間を超えて継続しており、当該傍受の終了時における通信と内容の異なる通信が行われていないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受を開始するものとする。

（傍受日誌）

第八条　傍受の実施に当たっては、逐次、法第二十一条第一項各号に掲げる事項その他当該傍受の実施の状況を警察本部長が定める様式の書面に記載するものとする。

（通信事業者等に対する配慮）

第九条　傍受の実施に当たっては、通信事業者等の規模、電気通信設備の概要その他の通信事業者等の事情を理解し、通信事業者等に必要な限度を超えて迷惑を及ぼさないように特に注意しなければならない。

2　電気通信設備に接続する傍受のための機器については、電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないものを使用するものとする。

（立会い）

第十条　傍受の実施に当たっては、あらかじめ、立会人に対し、次に掲げる事項について説明しなければならない。

一　法第十二条、法第二十条その他の立会人に係る主要な法令の規定

［二・三　同上］

四　第六条第一項第一号に掲げる事項

五　法第二十条第一項の封印の具体的方法に関する事項

六　［同上］

2　法第十二条第二項の規定による立会人の意見が述べられたときは、これを勘案して、必要に応じ、傍受の実施の適正を確保するための措置を講じなければならない。

［3・4　同上］

［項を加える。］

（スポット傍受）

第十一条　［1～3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　外国語等通信　外国語等傍受

三　［同上］

［5～7　同上］

8　前項の規定によりスポット傍受を終了した時又は次条第二項の規定により傍受を終了した時に現に行われていた通話が傍受の終了時からあらかじめ警察本部長が指定した時間を超えて継続しており、当該傍受の終了時における通信と内容の異なる通信が行われていないかどうかを確認するため必要があると認めるときは、スポット傍受を開始するものとする。